

公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス臨床研究棟食品自動販売機設置・運営事業者 募集要項

公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス臨床研究棟食品自動販売機設置・運営事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 募集の概要

(1) 件名

公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス臨床研究棟食品自動販売機設置・運営

(2) 内容

横浜市立大学福浦キャンパス臨床研究棟における食品自動販売機について、本募集要項及び「公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス臨床研究棟食品自動販売機設置・運営仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき設置・運営する業務

(3) 設置場所、台数

仕様書の通り

2 設置事業者の決定方法

食品自販機の売上額の売上手数料率による見積り合わせを行います。売上手数料として本学へ還元する利率を見積書に明示してください。この売上手数料率をもとに食品の売上額から計算した額が、本学への還元額となります。売上手数料率はパーセンテージ表記とし、小数第4位まで記載してください（例）「20.18」%（＝0.2018）。

3 自動販売機の設置条件

(1) 貸付契約について

「自動販売機設置に関する契約書」を締結します。

(2) 契約期間

令和8年12月1日から令和13年2月28日まで（4年3か月）

令和13年3月1日以降の設置事業者については契約期間満了に合わせて再度公募により選定します。本公募により選定された設置事業者の参加を認めます。

(3) 貸付料

単価 屋内1台につき 1,600 円（税別）／月

(4) 禁止事項

次に掲げる行為を行った場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

ア 食品自動販売機設置運営以外の用途で使用する。

イ 設置場所に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸すること。

ただし、業務の一部を第三者に委託して実施することを許可します。

エ 設置した自動販売機において酒類・たばこ又はその類似品を販売すること。

(5) 売上報告書の提出

自販機ごとの売上個数及び売上金額をひと月ごとにとりまとめて、翌月15日までに売上報告書により報告することとします。なお、売上報告書の書式については本学と協議の上決定するものとします。

(6) 設置場所の変更・撤去

自動販売機設置場所を本学が使用する必要が生じた場合には、設置場所の変更又は撤去を要請する場合があります。

(7) 現場説明

希望者を対象に、以下日程にて自動販売機設置場所の見学会を行います。希望業者は9月29日（火）17時00分までに11本学事務担当者へ申し出てください。見学会への参加有無は、設置事業者の選定に影響するものではありません。

日時：令和8年10月6日（火）11時00分

集合場所：福浦キャンパス 基礎研究棟 2階 医学教育推進課事務室

また、現状が本募集要項及び仕様書と異なる場合は、本募集要項及び仕様書の記載内容を優先します。

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす設置事業者に限り応募することができます。

ただし、(3)については、第三者に委託することで要件を満たす場合は、第三者も(1)及び(2)の要件を満たすことを前提に応募することができます。

- (1) 本学又は横浜市から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 大学における飲料等自動販売機の設置運営業務もしくは食品取扱店舗の運営業務を見積書提出日時点で3年以上継続している実績を有していること。

5 仕様書の配布・質問及び回答について

- (1) 仕様書配布期間・配布方法
期間：令和8年9月28日（月）～令和8年10月8日（木）9時～17時
配布方法：公立大学法人横浜市立大学ホームページに掲載
<https://www.yokohama-cu.ac.jp/news/2026/2026jidouhanbai.html>
※仕様書など関係書類は、上記WEBサイトからダウンロードしてください。
- (2) 質問受付期間
令和8年10月5日（月）から10月8日（木）17時まで
- (3) 質問提出方法
質問は電子メールのみで受け付けます。以下要領でお送りください。
宛先：医学教育推進課 担当者宛／
件名：【質問】臨床研究棟自動販売機公募に関する質問（●件）の送付（社名）
※●には質問の件数を記載ください。
- (4) 回答予定日
令和8年10月13日（火）までに、5（1）に記載のホームページにて公開します。再質問は認められません。

6 見積書の提出について

応募に参加する設置事業者は、以下の日時までに電子メールにて見積書を提出してください。必ず結果通知先の電子メールアドレスを明記してください。見積書の日付は、令和8年10月15日（木）としてください。

- (1) 日時・送付先
日時：令和8年10月15日（木）17時00分
送付先：医学教育推進課 経理担当者宛／ikyo_keiri@yokohama-cu.ac.jp
件名：【提出】福浦C臨床研究棟自動販売機公募にかかる見積書提出（社名）
※原本の郵送は不要です。
- (2) 結果通知日時・方法
日時：令和8年10月26日（月）17時まで
連絡方法・連絡先：見積提出時の指定電子メールアドレスに返送します。
※審議の結果、結果通知が遅れる場合は、同様に指定電子メールアドレスに連絡します。
- (3) 提出書類
10月26日時点で落札した設置事業者予定者のみ、後日以下書類を提出いただきます。
 - ・設置を予定する自動販売機のカタログ（消費電力量及び環境対策に関する記載があるもの）
 - ・大学における飲料等自動販売機設置運営業務実績もしくは食品店舗取扱運営実績（様式任意）
 - ・取扱商品のカタログ（標準販売価格を記載のこと）
 - ・見積書原本

7 契約手続等

- (1) 契約条項
別添「自動販売機の設置に関する契約書」（標準契約書）を参照してください。
- (2) 契約の締結及び方法
令和8年11月30日（月）までに、自動販売機の設置に関する契約書の記名押印をもって契約を締結します。
ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て設置事業者の負担とします。
イ 契約者の名義は、落札者名義で行います。
- (3) 結果通知後、設置事業者は速やかに本学担当者と契約書の締結やスケジュールなどについて打合せを実施することとします。また、併せて6（3）提出書類を速やかに提出することとします。

8 設置事業者の決定取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結手続きを行わなかったとき

- (2) 設置事業者が応募参加者としての資格を失ったとき
- (3) その他設置事業者が本件契約の相手方として不適当と認められる場合

9 自動販売機設置の手続き等

契約締結後、設置事業者には令和8年12月1日（予定）から設置場所で食品自動販売機設置運営業務を開始できるよう、自動販売機設置のための準備を行っていただきます。

10 その他

手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

11 本学事務担当者

公立大学法人横浜市立大学 福浦キャンパス

医学教育推進課 佐藤

〒236-0004 横浜市金沢区福浦3丁目9

電話：045-787-2505 FAX：045-787-2767

電子メールアドレス：ikyo_keiri@yokohama-cu.ac.jp